



今井 恭平 (ジャーナリスト)

るほどだったという。その後12月26日、准看護師のYさんが在宅起訴された。

Yさんは当日、検査に集まったKさんを含む17名の入所者におやつを配食した

したがって食事中の見守

る3月25日、長野地方裁判所松本支部において、「業務上過失致死」事件裁判の判決が言い渡された。「被告人を罰金20万円に処する」

起訴状によれば、「Kさんは、食物を口に詰め込む特癖があり、誤嚥の恐れがあった。したがってYさんは、Kさんがおやつを食べ

た。Kさんはドーナツを食べて、Kさんには誤嚥などの恐れがあった。したがって食事中の見守

り業務が生じていたこと。③それにもかかわらず、食事の見守りを怠ったこと。

しかしKさんには嚥下や検査でのトラブルは入所以来一度もなく、専門家も「検査側証人も含めて」「Kさんには誤嚥の検査職下層書はな」と証言した。

「誤嚥などを予想できた」とは認めがたい。また、そもそもKさんの急変が、ドーナツによる窒息死か否かも、争点となった。

専門家からは、脳梗塞や心疾患の可能性を指摘する見解もあり、窒息サインがないなど、窒息死に疑問を投げかける指摘もあった。

死亡が真実ならば、そもそもおやつを配っただけのYさんの行為との因果関係は否定され、訴因は根拠を去った。

【特養ホームでの入所者の急変】異変が起きたのは、2013年12月13日。長野県安曇野市の特養老人ホーム「あずみの里」で、入所者のKさん(85歳)がおつ

【裁判の争点および訴因変更】刑事裁判では、被告人は無罪を立証する責任はない。起訴した罪状(訴因)にしたがって、証拠にもとづいて有罪を立証する責任は、あくまで検察官にある。

検察の立証が、あつちから、無罪を証明しなればならない。これが刑事裁判の鉄則である。

「Kさんには誤嚥などの恐れがあった。したがって食事中の見守り業務が生じていたこと。③それにもかかわらず、食事の見守りを怠ったこと。」

「誤嚥などを予想できた」とは認めがたい。また、そもそもKさんの急変が、ドーナツによる窒息死か否かも、争点となった。

専門家からは、脳梗塞や心疾患の可能性を指摘する見解もあり、窒息サインがないなど、窒息死に疑問を投げかける指摘もあった。

死亡が真実ならば、そもそもおやつを配っただけのYさんの行為との因果関係は否定され、訴因は根拠を去った。

Yさんは当日、検査に集まったKさんを含む17名の入所者におやつを配食した

刑事司法の過剰介入は 介護現場に何をもたらすか

—特養あずみの里裁判の場合—



裁判の途中で争いの核心となる訴因を変更するのは

禁じ手とも見えるが、実は法が介護や医療現場に過剰

裁判手続としてほどこす介入するようになれば、リスクだけを恐れておやつそ

のものをやめてしまおうというように、入所者のためよ

りも施設や職員の見守り業務を優先する風潮が生まれて

も不思議ではない。そんな私達の扱った福祉や医療が、

現場に人が集まらなくなると、判決直後のマスメディアの論調に、判決への批判が目立ったのも当然といえ

る。被告・弁護団は、即刻控訴した。介護・医療のこれからのあり方に大きな影響を与える裁判は、東京高等裁判所に舞台を移すことになった。

【介護現場を委縮させる不当な判決】

介護や医療の現場は、常に死と隣り合わせのリスクをはらみながら、関係者全体がチームとして問題に立ち向かっている。

現場での死を個人の偶発的不祥事かのように見せず司法判断が行われ、刑事司

法判断が加えられたこと、検察は「訴因変更」(刑事訴訟法317条)という手続きをとってきた。

当日用意されていたおやつは種類あり、普通食に準じるドーナツと、嚥下などに問題のある人のため、ゼリーがあった。検察は、当初の訴因(食事中の見守り業務違反)に加えて、Kさんにはゼリーを配食すべきであったのに、ドーナツを配ったことが、確認義務違反だという新たな主張(準備的訴因)を加えてきた。

裁判の途中で争いの核心となる訴因を変更するのは



地裁判決が告げられると、失望と怒りの声があがった。(3月25日、長野地方裁判所松本支部入口)

Pick up 医師法第21条の届け出判断は「従来通り」

厚生労働省医政局は、異状死体の届け出の判断について「個々の状況に応じて死体を検案した医師が個別に判断するものであるとの従来からの解釈を要するものではない」と記した事務連絡(2019年4月24日付)を発送した。本年2月8日に出された医事課長通知(以下、2月通

は、医師法第21条に基づき、所轄警察署に届け出ること」と求めていた。医師法第21条は医師が死体の検案をした場合を規定したものであり、「検案」の解釈は「死因等を判定するために死体の外表を検査すること」を意味するという従来の解釈と矛盾するのではないが、との声があがっていた。

鏡匙

医師法21条により、医師は死体を検案して外表に異状があれば24時間以内に警察に届出の義務がある。憲法38条1項は「何人も、自己に不利な供述を強要されない」と規定する。ある診療関連死事件で医師法21条と憲法との関係が争われたが、2004年4月最高裁判決が下り決着がついた(合憲限定解釈)。すなわち診療の経過に通常と違う状況があったとしても、外表に異状がなければ警察に届出の義務はない。2012年10月医事課長及び2014年6月大臣の発言で、厚労省も同様の見解を示した。但し、死体をめぐる様々な状況を考慮するように、とのことである。▼今年の2月8日厚労省は「外表に異状がなくとも警察に届出をしよう」とも読み取れる通知を出したが、4月24日事務連絡を出し事実上この通知を取り消した。▼警察への届出は「明白に等しい」。悪いことはしていないが念のため届けるには補用しない。届出の時点でマスコミに公表されるネットに晒され社会的には有罪確定となる。実は医療過誤と思っただけでそうではなかったも多い。▼業務上過失致死罪となれば刑事罰のみでなく民事賠償・行政処分・失職除名も行われ、医師、社会人としての一生を終える。▼本稿は医療過誤隠蔽の契機でなく、医療と刑事罰についての再考を訴える意図で記した。(M.O.)